○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(平成十五年四月環境省告示第六十五号)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(平成十五年四月環境省告示第六十五号)の一部を変更する件(案)新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の 見込み

第1節 現状

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)第8条の規定に基づき、その保管事業者により届出された平成14年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は次のとおりである。

| 廃棄物の種類 | 保管量 |
|---------------|-----------------|
| 高圧トランス | 11,079台 |
| 高圧コンデンサ | 209, 106台 |
| 低圧トランス | 36,988台 |
| 低圧コンデンサ | 1,319,612台 |
| 柱上トランス | 1,863,225台 |
| | (油の量としては178,320 |
| | トン) |
| 安定器 | 4,895,529個 |
| 廃ポリ塩化ビフェニル | 70トン |
| 廃ポリ塩化ビフェニルを含む | |
| 廃油 | 2,610トン |

於

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の 見込み

第1節 現状

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「特別措置法」という。)第8条の規定に基づき、その保管事業者により届出された平成14年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は次のとおりである。

| 廃棄物の種類 | 保管量 |
|---------------|-----------------|
| 高圧トランス | 11,079台 |
| 高圧コンデンサ | 209, 106台 |
| 低圧トランス | 36, 988台 |
| 低圧コンデンサ | 1,319,612台 |
| 柱上トランス | 1,863,225台 |
| | (油の量としては178,320 |
| | トン) |
| 安定器 | 4,895,529個 |
| 廃ポリ塩化ビフェニル | 70トン |
| 廃ポリ塩化ビフェニルを含む | |
| 廃油 | 2,610トン |

| 感圧複写紙 | 662トン |
|--------|-----------|
| ウエス | 239トン |
| 汚泥 | 19,005トン |
| その他機器等 | 239, 454台 |

また、保管事業者により届出された平成14年3月31日現在の使用製品の種類別の使用量は次のとおりである。

| 製品の種類 | 使 用 量 |
|---------------|-----------------|
| 高圧トランス | 2,639台 |
| 高圧コンデンサ | 31,653台 |
| 低圧トランス | 453台 |
| 低圧コンデンサ | 33,093台 |
| 柱上トランス | 1,952,000台 |
| | (油の量としては99,000ト |
| | ン) |
| 安定器 | 664, 947個 |
| 廃ポリ塩化ビフェニル | 79kg |
| 廃ポリ塩化ビフェニルを含む | |
| 廃油 | 3 kg |
| その他の機器等 | 8,928台 |

(注) 「使用量」とは、電気機器等の電路に付設されている もの、試薬として試験研究機関等で使用されているもの の量である。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はOF ケーブル(以下「電気機器等」という。)(ポリ塩化ビフェニ ルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。)に使用され

| 感圧複写紙 | 662トン |
|--------|-----------|
| ウエス | 239トン |
| 汚泥 | 19,005トン |
| その他機器等 | 239, 454台 |

また、保管事業者により届出された平成14年3月31日現在の使 用製品の種類別の使用量は次のとおりである。

| 製品の種類 | 使 用 量 |
|---------------|-----------------|
| 高圧トランス | 2,639台 |
| 高圧コンデンサ | 31,653台 |
| 低圧トランス | 453台 |
| 低圧コンデンサ | 33,093台 |
| 柱上トランス | 1,952,000台 |
| | (油の量としては99,000ト |
| | ン) |
| 安定器 | 664, 947個 |
| 廃ポリ塩化ビフェニル | 79kg |
| 廃ポリ塩化ビフェニルを含む | |
| 廃油 | 3 kg |
| その他の機器等 | 8,928台 |

(注) 「使用量」とは、電気機器等の電路に付設されている もの、試薬として試験研究機関等で使用されているもの の量である。 た絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。)が存在し、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約330万台、OFケーブルが約1,400kmであると推計されている。

- 第2節 平成28年7月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量 、保管量及び処分量の見込み
 - 1 (略)
 - 2 その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物 1に掲げるもの以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物として、 ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデ ンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型 の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚 泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物(以下「汚染物等」という 。) 並びに微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等がある が、これらについては早急に処理の体制を検討し、今後の処 分量等を見込むこととする。
- 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩 化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために 必要な体制に関する事項
 - 第1節·第2節 (略)
 - 第3節 日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施 設による処理体制の整備の方向
 - 1 (略)
 - 2 日本環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄

- 第2節 平成28年7月までのポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
 - 1 (略)
 - 2 その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物

1に掲げるもの以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物として、 低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器等 の小型の電気機器が廃棄物となったもの及び感圧複写紙、ウ エス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物(以下「汚染物等 」という。)があるが、これらについては早急に処理の体制 を検討し、今後の処分量等を見込むこととする。

- 第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩 化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために 必要な体制に関する事項
 - 第1節·第2節 (略)
 - 第3節 日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施 設による処理体制の整備の方向
 - 1 (略)
 - 2 日本環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄

物処理の実施のための体制

- (1) (2) (略)
- (3) 国の取組

国は、日本環境安全事業株式会社が行う事業の全般を 統括し、日本環境安全事業株式会社を指導監督するとと もに、関係都道府県市の間の協議及び関係都道府県市と 日本環境安全事業株式会社との間の連絡調整に際し、広 域的な見地から必要な調整を行うこととする。

また、国は、日本環境安全事業株式会社が行う拠点的 広域処理施設の整備に対し補助を行うことを通じ、中小 企業者の保有する高圧トランス等<u>及び汚染物等</u>に係る費 用負担の軽減を図るとともに、日本環境安全事業株式会 社の長期借入金に係る債務について保証することにより 、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円 滑な推進に努めるものとする。

- 3 (略)
- 第4節 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、次の とおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的 な処理を推進することとする。
 - 1 処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

物処理の実施のための体制

- (1) (2) (略)
- (3) 国の取組

国は、日本環境安全事業株式会社が行う事業の全般を統括し、日本環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、関係都道府県市の間の協議及び関係都道府県市と日本環境安全事業株式会社との間の連絡調整に際し、広域的な見地から必要な調整を行うこととする。

また、国は、日本環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の整備に対し補助を行うことを通じ、中小企業者の保有する高圧トランス等に係る費用負担の軽減を図るとともに、日本環境安全事業株式会社の長期借入金に係る債務について保証することにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に努めるものとする。

3 (略)

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。

2 測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率 的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェ ニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図 ることとする。

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及び社団法人日本電機工業会(昭和29年3月16日に社団法人日本電機工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、社団法人日本電線工業会(昭和32年7月6日に社団法人日本電線工業会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)等の関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び社団法人日本電機工業会、社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポ

リ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となったもの(以下「廃電気機器等」という。)に係る産業廃棄物処理業者は、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電 気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物 処理業者に対して、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器 等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に 努めるものとする。

第5節 (略)

第6節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の 推進

1 中小企業者の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度のポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した高圧トランス等<u>及び汚染物等</u>は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、高圧トランス等<u>及び汚染物等</u>は、相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを除去し、分解するために高額な費

第4節 (略)

第5節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による円滑な処理の 推進

1 中小企業者の負担軽減措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度のポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用した高圧トランス等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占めることから、その処理を確実かつ適正に行うことが極めて重要である。一方で、高圧トランス等は、これらの機器が大型であって、相当量のポリ塩化ビフェニルが含まれ、付着し、染み込んだ廃棄物であることから、ポリ塩化ビフェニルを除去し、分解するために高額

用を要する。

中小企業者については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス等及び汚染物等に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、もって平成28年7月までに計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者が、高圧トランス等及び汚染物等の処分を日本環境安全事業株式会社に委託して行う場合にその処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である日本環境安全事業株式会社に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出することとする。また、日本環境安全事業株式会社のほか、環境大臣が指定する確実かつ適正な処理を行うことができる廃棄物処理センター、その他の処分業者の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者の処理費用負担を軽減することとする。

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくことと する。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な 処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造し た者としての社会的な責任にかんがみ、国の要請を踏まえ資 金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、ポリ塩化ビフェニル廃

な費用を要する。

中小企業者については、費用負担能力が小さいため、高圧トランス等に係る高額な処理費用の負担軽減を図り、もって平成28年7月までに計画的に、確実かつ適正な処理を促進することが必要である。このため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を国及び都道府県が協調して造成し、中小企業者が、高圧トランス等の処分を日本環境安全事業株式会社に委託して行う場合にその処理費用が軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である日本環境安全事業株式会社に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出することとする。また、日本環境安全事業株式会社のほか、環境大臣が指定する確実かつ適正な処理を行うことができる廃棄物処理センター、その他の処分業者の場合であっても、同様の方法によって、中小企業者の処理費用負担を軽減することとする。

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくことと する。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な 処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造し た者としての社会的な責任にかんがみ、国の要請を踏まえ資 金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、高圧トランス及びコン

乗物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、日本環境安全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高圧トランス等及び汚染物等の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に 関し必要な事項

第1節·第2節 (略)

第3節 その他必要な事項

デンサが廃棄物となったポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、日本環境安全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に 関し必要な事項

第1節·第2節 (略)

第3節 その他必要な事項

1 低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

ポリ塩化ビフェニルを使用していないとする絶縁油を用いたトランス、コンデンサ、リアクトル及びケーブル(以下「トランス等」という。)の中には、低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油を含むトランス等が存在することが明らかになっており、これらの機器の紛失等が発生し、環境汚染が生ずるおそれがあることから、ポリ塩化ビフェニルが混入したトランス等の量を明らかにし、その処理体制を整備することにより、確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

このため、ポリ塩化ビフェニルが混入したトランス等の適 切な処理体制等処理の基本的方向について、産業廃棄物につ

いては事業者の責任において適正に処理しなければならない という原則を踏まえつつ、トランス等に含まれる絶縁油を製造した者、トランス等を製造した者及びトランス等を使用している事業者等それぞれがポリ塩化ビフェニルが混入した原因に関わった可能性があることにかんがみ、これらの関係者の協力を得て、国の関係機関が連携して検討するものとする

トランス等を製造した者等及び社団法人日本電機工業会、 社団法人日本電線工業会等の関係団体は、トランス等を使用 している事業者等に対して、ポリ塩化ビフェニル混入の可能 性に関する情報の提供を引き続き行うものとする。

都道府県市は、トランス等を使用している事業者及び廃トランス等の保管事業者並びに廃トランス等に係る産業廃棄物処分業者に対して、ポリ塩化ビフェニルを含む廃トランス等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供等に努めるものとする。

ポリ塩化ビフェニルが混入した又はその可能性があるトランス等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、トランス等を製造した者等及び社団法人日本電機工業会、社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル混入の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該トランス等を製造した者等に対して、ポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認するものとする。また、当該トランス等を製造した者等からの情報により、当該トランス等にポリ塩化ビフェニルの混入の可能性がある場合には、速やかに絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方

| | 法により、ポリ塩化ビフェニルが含まれているかどうかを確 |
|--------------|-----------------------------|
| | 認するものとする。 |
| | 廃トランス等に係る産業廃棄物処分業者は、ポリ塩化ビフ |
| | ェニルを含む廃トランス等を誤って処分しないよう、国、都 |
| | 道府県市及びトランス等を製造した者等から提供される情報 |
| | に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニ |
| | ルが含まれているかどうかを確認するなどの必要な措置を講 |
| | じなければならない。_ |
| <u>1</u> (略) | <u>2</u> (略) |
| <u>2</u> (略) | <u>3</u> (略) |
| | |